

令和2年10月12日農業委員会議事録

1 開会日時及び場所 令和2年10月12日 午後3時10分
第一委員会室

2 閉会日時 令和2年10月12日 午後3時50分

3 委員氏名

(1) 出席者

西 茂太郎	中野 喬輔	澁田 正明	渡 孝志
矢野 博昭	安武 泰正	安武 昇	宮本 重和
青谷 富彦	木村 一壽	長崎 隆児	原 月江
高原多恵子	阿部 茂典	渋田 健一	渡 健一郎
安武 正一	青柳 茂	井上 英二	

(2) 欠席者

篠崎 正信

4 議事に参与した者

事務局長	牟田口政和
係長	瀧本 佳規
係	松尾翔太郎
係	中田 学
係	大渡貴美子

5 会議に付した事項

議案第1号 農地法第3条（委員会）

議案第2号 農地法第5条（知事）

議案第3号 基盤強化法第19条（農用地利用集積計画の公告）

報告第1号 公共事業に伴う農地の一時使用届出書の受理について

報告第2号 利用権の終了（農用地利用集積計画）

午後3時10分開会

○事務局長（XXXXXXXXXX君） 皆さん、こんにちは。現地確認、大変お疲れさまでございました。

ただいまより令和2年第10回古賀市農業委員会定例総会を開会させていただきます。

開会に先立ちまして、本日の出席委員の確認をさせていただきます。本日、[]委員より欠席の連絡をいただいておりますことから、本日の出席委員は19名でございます。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により過半数の要件を満たしておりますことから、定例総会が成立していることを御報告申し上げます。

続きまして、議長の指名でございます。古賀市農業委員会会議規則第6条の規定により、会長が議長を務めていただきますことから、以降、議事進行については、[]会長、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（[]君） 大きな農繁期もほぼ済んだと思いますが、ただただ水稲農家に関しては虫の発生と水の絡みでかなり苦勞されたと思います。

本当、今年は異常な年で大変やったと思いますが、これに負けないように頑張っていきたいと思いますので、皆さんの協力よろしくお願ひします。

では、ただいまから令和2年第10回古賀市農業委員会定例総会を開催いたします。

○議長（[]君） 本日の議事録署名人は、中野委員、澁田正明議員でお願いいたします。

○議長（[]君） では、議案に入らせてもらいます。

日程1、議案第1号農地法第3条、申請番号10-17、事務局、説明お願いいたします。

○係（[]君） 議案第1号農地法3条の許可申請、番号10-17について説明いたします。

今回の申請は、申請人が贈与によって所有権を移転し、農地として使用していくという内容でございます。

譲受人は年齢53歳で、古賀市内で農業をされている方です。農業従事年数は約7年と伺っております。現在の農業経営状況としましては、御家族とともに水稲、イチゴの生産をされておられます。

続きまして、位置図の説明をいたします。議案書の2ページ目をお願いいたします。

今回の申請地は、今在家公民館の西に位置している斜線部の2筆でございます。

今後の申請地における営農計画としましては、これまで譲受人世帯において水稲を作付されておりましたことから、引き続き水田として利用していきたいとのことです。

最後に下限面積の説明をいたします。

申請人世帯の現在の耕作面積は1万8,127平米で、今回の申請は同一世帯内での申請であることから耕作面積の変わりはなく、50a要件を満たしております。

併せまして、区域委員さんの署名、捺印を頂いていることから、事務局で受理したものです。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（ 君） ありがとうございます。

ただいま事務局説明が終わりましたけど、何かありましたら。ないですかね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） これも親子の贈与ということで、心配ないと思いますので、よろしくお
願いします。

では、ただいまの議案に対して賛成されます農業委員の方、挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手12/12名〕

○議長（ 君） 全員賛成です。ありがとうございます。

続きまして、日程2、議案第2号農地法第5条の許可申請に対して、申請番号10—18、事
務局説明をお願いいたします。

○係（ 君） 議案第2号農地法5条の許可申請、番号10—18について説明いたしま
す。

今回の申請は、申請人が農地法5条の申請で売買を行い自己用住宅に転用するという内容でご
ざいます。

申請人、申請地につきましては、記載のとおりです。

まず、位置図の説明をいたします。議案書の4ページをお願いいたします。

申請地は、薦野にございます天降神社の北側に位置する斜線部1筆であります。

次に、農地区分の説明をいたします。

本申請地は集落内にありまして、周囲を宅地による他地目の分断があり、農地の広がり
は10ha未満であることから2種農地であると事務局では判断しております。

次に、計画図の説明をいたします。4ページ目が現況図、5ページ目が地元開発委員会で確認
された建物の配置図、6ページ目が駐車場や庭などの用途を追記した図となっております。

計画では、敷地の中心部に住宅を建設し、前面の市道より車両の乗り入れ等を行う計画となっ
ております。

周囲への被害防除としましては、既設のコンクリートブロックがない北側と東側に2段のコン
クリートブロックを設置することとしております。

次に、雨水・雑排水について説明いたします。

まず、雨水につきましては、住宅の周囲に雨水枡を設置し、前面道路の地下に埋設してある排
水管に接続し排水することとしております。汚水・雑排水につきましても、前面道路に公共下水
が来ていることから、こちらに接続することとしております。

次に、切土・盛土につきましては、8ページに断面図を記載しております。今回につきまして

は、整地程度で造成の計画はございません。

最後に地元水利承諾書について説明いたします。

地元からは、条件なしということで承諾書の提出がっております。併せまして、区域委員さんの署名、捺印を頂いていることから、事務局で受理したものです。

説明は以上になります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（ 君） ありがとうございます。

ただいま事務局の説明終わりましたけど、何かありましたら。どうぞ。

○委員（15番 君） 区域員です。9月に地元で開発委員会開かれております。先ほど事務局からありましたように、無条件で開発の許可といいますか出してあります。御審議をよろしく願いいたします。

○議長（ 君） ありがとうございます。

何かほかがありましたら。ないですかね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） 周りが住宅に囲まれた土地でもあるし、一応畑となっておりますけど、ああいう状況の中ではもう状況的に無理だと思えますが、この件は問題ないと思えます。この案に賛成されます方は、今から採決採りたいと思えますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） この案件に賛成されます農業委員の方、挙手でお願いいたします。

〔賛成者挙手12/12名〕

○議長（ 君） 全員賛成。ありがとうございます。

続きまして、同じ議案第2号農地法第5条の許可申請の申請番号10—19、事務局、説明お願いいたします。

○係（ 君） 議案第2号農地法5条の許可申請、番号10—19について説明いたします。

今回の申請は、申請人が農地法5条の申請で売買を行い、自己用住宅に転用するという内容となっております。

申請人、申請地につきましては、記載のとおりです。

それでは、まず位置図の説明をいたします。議案書の9ページ目をお願いいたします。

申請地は、町川原一区の公民館の南側に位置する斜線部1筆であります。

次に、農地区分の説明をいたします。

本申請地は、北側に田があり、農地の広がり有一部分ございますが、その先において県道による分断、東西南側については、宅地による他地目の分断があり、農地の広がり10ha未満である

ことから2種農地であると判断しております。

次に、計画図の説明をいたします。10ページ目に現況図、11ページ目に計画図をつけております。

計画では、敷地の東側に住宅を建設し、西側に駐車場を設置し、西側の市道より車両の乗り入れ等を行う計画となっております。

また、譲受人は型枠工をされていることから、資材置場としても使用されるということです。

先日の事前審査会におきまして、資材置場としての利用について地元で再度確認を行うよう指示を頂きましたので、事業者のほうに地元区への説明を行っていただいているところです。

型枠等の資材につきましては、洗浄は現場で行い、この申請地におきましては、水を使うことはないというふうなことで説明をされているということです。

次に、周囲への被害防除といたしましては、北側、東側、南側について、2段のコンクリートブロックを設置することとしております。

次に、雨水・雑排水について説明いたします。12ページをお願いいたします。

雨水につきましては、住宅の周囲に雨水桝を設置し、北側道路の歩道の地下に埋設してある暗渠水路に接続し排水することとしております。汚水・雑排水につきましても、西側の道路に公共下水が来ていることから、こちらに接続することとしております。

次に、切土・盛土につきましては、13ページ目に断面図を記載しておりますが、敷地全体に40センチ程度の切り下げを行う計画となっております。

最後に地元水利承諾書について説明いたします。

地元からは、先ほど申し上げましたとおり、現地での水を使った洗浄等を行わないということで承諾書の提出がっております。併せまして、区域委員さんの署名、捺印を頂いていることから、事務局で受理したものです。

説明は以上になります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（ 君） ありがとうございます。

ただいま事務局の説明が終わりました。何かありましたら。

○委員（20番 君） 地元区域委員から説明をさせていただきます。

当初、開発委員会を行われたときに、このセメント、砂利と型枠のことは記載をされていませんでした。行政のほうからこういう申請が新たに出ているということで、再度、地元と確認してほしいということだったので、一応、町川原一区の行政区長が代表委員になっていますので、一応確認をいたしました。確認事項としては、型枠の洗浄とか井戸水は使わないということで確認をされたということで、一応当初は無条件の建築許可というふうになっていまして、それを追認するということでした。

以上です。

○議長（ 君） ありがとうございます。

ほかに何かないですかね。

それといいですか。裏に里道があったと思いますが、それは扱いはどうなっていますかね。

○係（ 君） 里道につきましては、もう建設課と境界立会を行っておりまして、その境にはコンクリートブロックを設置することとしております。

○議長（ 君） はい、分かりました。ありがとうございます。何かないですかね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） では、採決採らせてもらってようございますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） この案件に関しては、先ほどの案件とよく似た場所でございますので、問題ないと思いますが、この案件に賛成されます農業委員の方、挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手12/12名〕

○議長（ 君） 全員賛成です。ありがとうございます。

.....

○議長（ 君） 続きまして、農地法第5条の許可申請の申請番号10—20、事務局説明をお願いいたします。

○係（ 君） 議案第2号農地法5条の許可申請、番号10—20について説明いたします。

申請人、申請地につきましては、記載のとおりです。

今回の申請は、申請人が農地法5条の申請で売買により所有権を移転し、建築条件付売買予定地の造成地として転用を行う内容となっております。

建築条件付予定地というのは、今年の7月に町川原区においても同様の案件がございましたが、売り主が借り主に対して既成の建築会社で一定期間内に住宅を建設することという条件を指定して売買を行う土地のことをいいます。

それでは、まず位置図の説明をいたします。議案書の14ページ目をお願いいたします。

申請地は米多比にございまして、小野製材所の東側に位置する丸囲み内の斜線部1筆となっております。

次に、農地区分の説明をいたします。

事前審査会におきましては、申請地の東側、西側、北側につきましては、他地目による分断、南側につきましては、河川による分断、県道等の境につきましては、段差による分断があり、農地の広がりには10ha未満の2種農地と説明をしておりましたが、昨日、県より南側の河川につい

ては橋がかかっており、農業用機械も容易に横断が可能であることから分断となっておらず、また広域農道との段差につきましても、分断とまでは言えないのではないかという指摘があったところです。ということで、本申請地については1種農地ではないかという、そういう御指摘がされているところです。

1種農地につきましても、原則転用不可となっておりますが、住宅等に居住するものの日常生活に必要な施設で既存の集落に接して設置されるものについては、1種の例外規定がございまして、集落接続という許可事由に当たると判断されることとなっております。

現在、県の指摘を踏まえまして、事務局で再度立地基準について検討を行っているところでございますが、本申請地につきましても、住居は日常生活に必要な施設であり、本申請地の東側につきましても住宅5戸、北側に老人ホームと接しており集落接続に当たるため、1種農地の例外許可案件に当たると事務局では判断しております。

次に、計画図の説明をいたします。15ページ目が現況図、16ページ目が計画図となっております。

本申請地につきましても、3戸の宅地を造成する計画となっております、それぞれ南側の市道より乗り入れを行う計画となっております。

また、現況図を見ていただきますと、敷地の南側に555番—10という土地がございまして、こちらの地目につきましても用悪水路となっており、所有者は現在譲渡人で暗渠水路が通っているところです。こちらにつきましてもセットバック等もございまして、地元の要望から直線の水路に付け替えを行ってほしいという御要望がございまして、水路の付け替えを行い、市に寄附をすることとなっております。

周囲への被害防除としましては、敷地の周囲にコンクリートブロックを敷設することとしております。

次に、雨水・雑排水について説明いたします。

まず、雨水につきましても、各敷地の住宅の周りに雨水枥を設置し、南側の水路に排水することとしております。

汚水・雑排水につきましても、南側市道下に公共下水が来ておりますので、こちらに接続する計画となっております。

次に、切土・盛土につきましても、17ページに記載しておりますが、敷地ごとに段上に造成を行う予定で、真ん中の敷地におきまして、最大で84センチの盛土を行う計画となっております。

最後に地元水利承諾書について説明いたします。

地元からは、新設水路については直線に設置すること。入居者に対して無線放送受信機を設置

すること。行政区に加入し積極的に区の活動に参加すること。製材所や農作業に伴う騒音、臭気、農薬散布等に対して苦情を申立てないよう新規購入者に約束させること。計画に変更がある場合は開発委員会に連絡し、承諾を得ることなどを条件として、承諾書の提出がっております。

併せまして、区域委員さんの署名、捺印を頂いていることから、事務局で受理したものです。

説明は以上になります。御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（██████君） はい、ありがとうございます。

ただいま事務局の説明が終わりましたけど、何かありましたら。はい、どうぞ。

○委員（19番 ██████君） 地元の委員の青柳でございます。

地元としましては、8月9日の日に、この案件の開発委員会を開いております。先ほどの事務局からの説明がございましたように、何件か確約で条件を付しております。特に製材所が横にございまして、騒音もかなり出ますんで、この件につきましては苦情の申立てをしないようにということも入れております。

それから西側水路の、これは本来は曲がっておりますけども、直線で設置してくださいというような確約を入れさせていただいております。

以上です。

○議長（██████君） ありがとうございます。

ほかに御質問。はい、どうぞ。

○委員（4番 ██████君） 建築条件付宅地造成の、この場合の期間はどのぐらいになるんですか。

○係（██████君） 期間というのは、特に条件としては付されておられませんでして、事業者から出ている計画によりますと、令和4年3月末までに宅地の造成を行うというものになっております。

○委員（4番 ██████君） 令和4年3月。

○係（██████君） 令和4年3月までに住宅を建設するという内容になっています。

○議長（██████君） ほかに何かないですかね。はい、どうぞ。

○委員（5番 ██████君） 確認なんですけどね、立地条件、第1種農地だというふうに県が、だから例外規定の立地条件ですか、基準の審査を行って例外規定に当てはまるという判断になったものですかね。そういうことで解釈でいいですかね。

○係（██████君） おっしゃるとおりでございます。

○議長（██████君） ちょっといい。過去、ここ4軒建ててでたんやな。これ最後になって何で例外——1種農地になるんかな。その辺が不思議でならないけど。事務局、何か考えあるの。はい、どうぞ。

○係長（ 君）　ただいま会長がおっしゃいましたように、これまでこちらの近隣では同じように転用がなされております。その際には、古賀市農業委員会としては2種農地であると。先ほど中田のほうから申しましたように、河川または県道による分断ということで、農業委員会でも審議していただきまして、許可相当であるということで県にも意見を進達しているところでございます。

県につきましても、その際には2種農地であるというような判断での許可をされておりますので、その件につきましては、本日からのやり取りでこのことを県のほうに投げかけているところでございますので、県のほうは県のほうで再度審議をするということで意見を伺っているところでございます。

○議長（ 君）　はい、どうぞ。

○委員（19番 君）　ということは、まだはっきり決まっていないうことになるんですかね。

○議長（ 君）　はい、事務局。

○係長（ 君）　古賀市の農業委員会、事務局としては、今のところこれまでと同様の2種農地であるような形で考えてはいますけども、1種農地であると県のほうが判断した場合においても、先ほど申しましたように集落接続というところの例外規定に当てはまるので、許可相当とする範囲内には入っているんじゃないかというふうなところで考えているところで本日議案上程をさせていただいているところでございます。

非常に農地区分のところで、不安定なままの議案上程ということで、御心配、御迷惑をおかけしますども、どちらにしても許可相当の範囲内であるということで、事務局のほうで議案上程をさせていただいているところでございます。

以上であります。

○議長（ 君）　ありがとうございます。

ほかにないですか。ないですかね。なければ、採決を採らせてもらってようございますでしょうか。はい、どうぞ。

○係長（ 君）　一応、結果といいますか県のほうの回答といいますか、考え方ですね。今後、事務局のほうに報告というか県とのやり取りがあるかと思しますので、来月以降、このことがどうなったかということは、また御報告をさせていただきたいと思っています。

以上です。

○議長（ 君）　ありがとうございます。

今の条件で何かありましたら。どうぞ、事務局。

○事務局長（ 君）　 委員おっしゃったことにちょっと関連ですけども、これから本

件については、古賀市農業委員会を含めて県のほうでも審査に、具体的な審査に入っていくということでございますので、決定をしているわけではないということは、まず皆さん方と共通認識をしておきたいというふうに思っております。

ただ、同じような場所で、同じ地形で、1種だ、2種だということで、仮に県の見立てが、その人、職員ごとに変わるということになると、仮にですよ、仮にそういうふうな形で見立てをされているということであれば、これ古賀市に関わらず、それぞれの農業委員会で混乱する原因になってくるわけでございます。

この件につきましては、再度事務局から県のほうにはこういったことじゃないですよということ。そうであったら、ただしていただきたいということは申入れをしておきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（ 君） ありがとうございます。

ほかに何かありましたら。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） なければ、採決を採りたいと思いますが、ようございますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） では、議案第3号、申請番号10—20に対して、賛成されます農業委員の方、挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手12/12名〕

○議長（ 君） ありがとうございます。

○議長（ 君） では、続きまして、日程3、議案第3号基盤強化法第19条（農用地利用集積計画の公告）、申請番号10—53から10—60まで、続けて事務局、説明をお願いいたします。

○係（ 君） 議案第3号について御説明いたします。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項により、市町村は農業委員会の決定を経て農用地集積計画を定めなければならないとなっておりますことから、今回議案上程いたしました。今回、新規で7件、更新で1件の利用権設定の申出がっております。

また、 委員、 委員、 委員が関係者になりますことから、一時御退席をお願いいたします。

〔 委員、 委員、 委員 退席〕

○係（ 君） それでは、議案について御説明いたします。

18ページ、申請番号10-53、所在、小山田瀬戸、登記簿地目、現況地目ともに畑の筆が2筆、合計面積1,923平米。貸付人、借受人については、記載のとおりです。令和2年10月13日から令和7年12月末までの貸借りとなっております。

続きまして、申請番号10-54、所在、米多比中道、登記簿地目、田、現況地目、畑の筆が2筆、合計面積1,535平米。貸付人、借受人については、記載のとおりです。令和2年10月13日から令和4年12月末までの貸借りとなっております。

続きまして19ページ、申請番号10-55、所在、青柳町下井手、登記簿地目、現況地目ともに畑の筆が2筆、合計面積3,078平米。貸付人、借受人については、記載のとおりです。令和2年10月13日から令和6年12月末までの貸借りとなっております。

続きまして、申請番号10-56、所在、薬王寺檜原、登記簿地目、田、現況地目、畑の筆が1筆、面積3,106平米。貸付人、借受人については、記載のとおりです。令和2年10月13日から令和32年12月末までの貸借りとなっております。

続きまして、20ページ。申請番号10-57、所在、久保上ノ原、登記簿地目、現況地目ともに畑の筆が1筆、面積446平米。貸付人、借受人については、記載のとおりです。令和2年10月13日から令和5年12月末までの貸借りとなっております。

続きまして、申請番号10-58、所在、久保太郎丸、登記簿地目、現況地目ともに畑の筆が1筆、面積1,403平米。貸付人、借受人については、記載のとおりです。令和2年10月13日から令和5年12月末までの貸借りとなっております。

続きまして、21ページ、申請番号10-59、所在、薬王寺堂園、登記簿地目、現況地目、ともに田の筆が7筆、合計面積2,796.91平米。貸付人、借受人については、記載のとおりです。令和2年11月1日から令和7年12月末までの貸借りとなっております。

申請番号10-60につきましては、更新の申出となっておりますことから、説明は割愛させていただきます。

また、申請番号10-59の解除条件付利用権設定の申出につきまして追加で御説明いたします。別紙で添付いたしております、法人が農業に参入する場合の要件の1枚紙の用紙を御覧ください。こちらでは農地所有適格法人と、それ以外の法人の違いや要件について記載いたしております。

農業経営基盤強化促進法第18条第2項及び第3項では、農地所有適格法人以外の法人が農用地を借り受ける際に、万が一、農用地を適切に利用しない場合は、賃貸借契約を解除する旨の条件を付さなければならないとなっております。

今回借受人となる法人は、古賀市及び他市町村で農業委員会からの農地所有適格法人として認定を受けておりません。そのため、万が一、農用地を適切に利用しない場合は、賃貸借契約の解

除に応じる旨の誓約書を徴取して利用権設定の手続を行っております。

申請番号10—59の追加説明は以上になります。

最後に新規の利用権設定については、全て区域委員並びに近隣の区域委員の皆様の署名、捺印を頂いておりますことから、市において受理しております。御審議のほどお願いいたします。

○議長（[]君） ありがとうございます。

ただいま事務局、説明終わりましたけど、何かありましたら。はい、どうぞ。

○委員（15番 []君） 10—50号ですかね——違う違う、失礼しました。10—56、令和2年から令和32年まで30年間というのは、これ年限でこういうことできるんですかね。

○議長（[]君） 事務局。

○係（[]君） 農地法では農地の賃貸借の存続期間が最大50年となっております。農業経営基盤強化促進法においても農地法に準じる形で最長50年と判断いたしております。

以上です。

○議長（[]君） いいですか。ほかに何かないですかね。はい、どうぞ。

○委員（8番 []君） これは何か親戚関係か、そういう血縁関係か何かがあるんですか。

○議長（[]君） 事務局。

○係（[]君） こちらで血縁関係までは、ちょっと把握はできておりません。

○議長（[]君） 兄弟。養子行ったと思います。

ほかに何か。はい、どうぞ。

○委員（4番 []君） 10—59の農地所有適格法人は、ほかの市町村なりでも農業されているんですかね。

○係（[]君） 今回の法人につきましては、こちら経営面積が何も記載してありませんとおり、初めて農業をされるということで伺っております。

以上です。

○委員（4番 []君） 計画としては何を作る計画なんですかね。

○議長（[]君） 事務局。

○係（[]君） 計画としては、トマトとブロッコリーを含む野菜の栽培、販売を行いたいと伺っております。

以上です。

○議長（[]君） はい、どうぞ。

○委員（15番 []君） 農地所有適格法人でないのに、そういう名前つけていいんです

かね。

○議長（ 君） 事務局。

○係（ 君） こちらでお調べしましたところ、例えば銀行や労働金庫などは法律で法人名に業種を示す文字を用いなければならない。また一方で、これらの業種にないものは法人名に銀行や労働金庫などの文字を用いることは禁じられているとあります。しかしながら、農地所有適格法人についてはこれに該当しないため、もし該当しておりませんが、法人名に農地所有適格法人と取り入れることは可能とのことでした。

○議長（ 君） 何かないですかね、ほかに。はい、どうぞ。

○委員（4番 君） これ代表者の方でもいいんですけど、年齢とか分かるんですか。

○議長（ 君） 事務局。

○係（ 君） 代表者の年齢は5.4歳の方ということで伺っております。

以上です。

○議長（ 君） 何かほかにないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） では、採決採らせてもらいます。

では、基盤強化法第19条の案件に関して、10—53から10—60までの案件に対して賛成されます農業委員の方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手8／8名〕

○議長（ 君） 全員賛成です。ありがとうございます。

以上で議案を終了します。

午後3時50分閉会
